

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会
グループホームの指定基準(立地)の緩和に関するアンケート調査について

1 目的

本年4月から改正障害者総合支援法が施行され、地域での一人暮らしを支える「自立生活援助事業」や重度・高齢の障がい者への支援を可能とするグループホームの新たな類型である「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されるなど、これまで以上に障がい者の自立促進、地域移行が進められようとしています。

しかし、本県においては、地域移行を進めていく上で重要な役割を担うグループホームの整備が進まない現状にあります。当協議会では、平成28・29年度に地域移行に係る事業所の実態調査を実施し、グループホーム運営の課題として、人材の確保及び消防法や建築基準法への対応の難しさがあることを指摘しましたが、そのほかの要因として、土地・建物の確保の困難性もその一つであることが考えられます。

国の基準省令では、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、グループホームは入所施設や病院の敷地外に設置することとされています。本県においては、県基準条例にて同様に定められていることに加え、日中活動系サービス事業所の敷地内への設置も原則として認めないもの※とされておりますが、当該基準は、都道府県が参酌すべき基準に該当するものであり、地域の実情を踏まえて、定めるべきものとされています。

入所施設及び日中活動系サービス事業所は比較的広い敷地を有していることが多く、その敷地をグループホームとして活用することにより、障がい者の住まいの場を確保できるとともに、緊急時に施設からの応援体制を得られやすいという利点も考えられ、設置に関する基準を緩和することは、地域移行の推進につながるものと考えられます。

その一方で、グループホームの趣旨である家庭的な雰囲気の下でサービスを提供するとともに、家族や地域住民との交流の機会を担保することも必要であり、どのような暮らしの場を整備することが、障がいをもつ方々にとって、最善の方策となるのかということも念頭に置かなければなりません。

以上を踏まえ、当協議会では、グループホームの指定基準(立地)の緩和に関する意見を募り、本県における地域移行及びグループホームの整備促進に資する提言につなげることを目的にアンケート調査を実施しました。

※ 日中活動サービス事業所と共同生活介護・共同生活援助事業に係る共同生活住居の同一敷地内の設置の取扱について(平成 22 年 1 月 12 日付け障第 804 号岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長通知)

2 調査結果について

別紙をご参照ください。

グループホームの指定基準(立地)の緩和に関するアンケート調査結果

○調査票送付先

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会会員事業所：199 事業所

○回答数

143 事業所

○回答率

71.8%

○調査期間

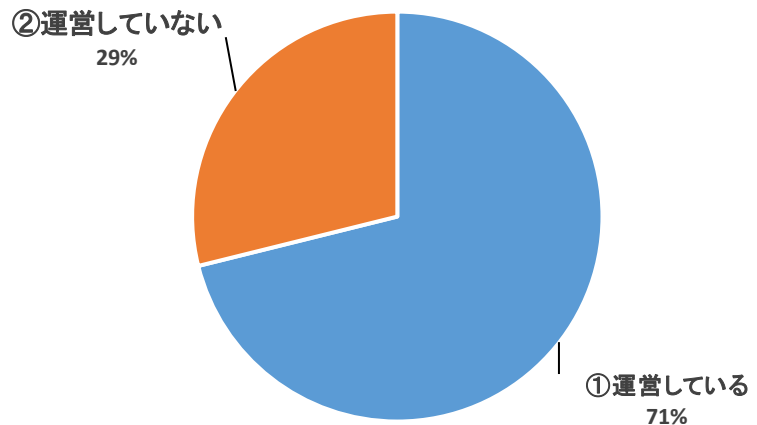
平成30年4月4日～5月11日

○調査基準日

平成30年4月1日

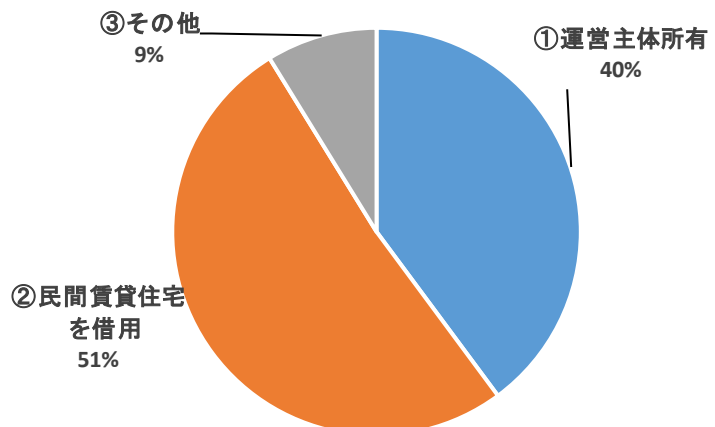
【問1】 あなたの事業所(法人)では、グループホームを運営していますか。

運営の有無	回答数
①「運営している」	101
②「運営していない」	41
※未回答	1
合計	143



【問2】 問1で①「運営している」と回答した事業所にお伺いします。グループホームの所有状況について、いずれかを○で囲んでください。(複数回答可)

所有状況	回答数
①「運営主体所有」	59
②「民間賃貸住宅を借用」	76
③「その他」	13
合計	148

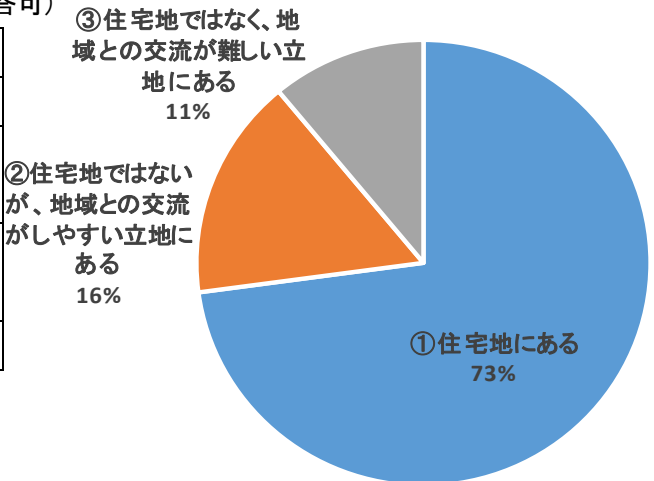


※ ③「その他」に○をした場合は、具体的にご記入ください。

ホーム用に建設したものを借用、町からの指定管理、市所有施設を借用、
 県営災害公営住宅、管理者所有物件を賃貸、家主との直接契約での賃貸契約
 マンションの一部をGHとして運営

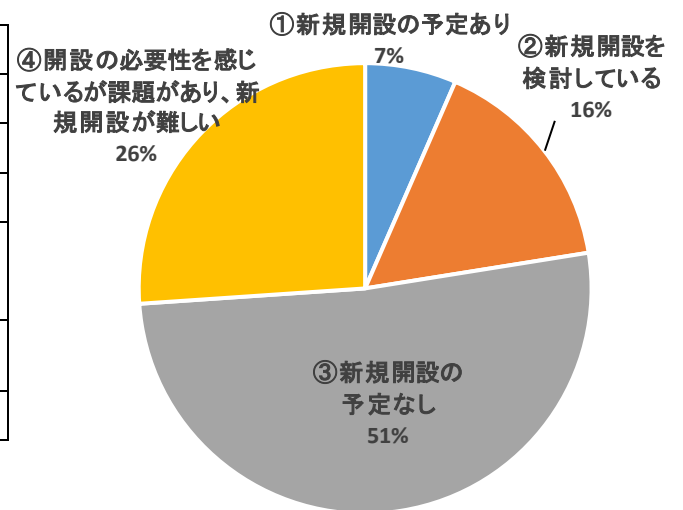
【問3】 問1で①「運営している」と回答した事業所にお伺いします。運営しているグループホームの立地状況について、○で囲んでください。(複数回答可)

立地状況	回答数
①「住宅地にある」	86
②「住宅地ではないが、地域との交流がしやすい立地にある」	19
③「住宅地ではなく、地域との交流が難しい立地ある」	13
合計	118



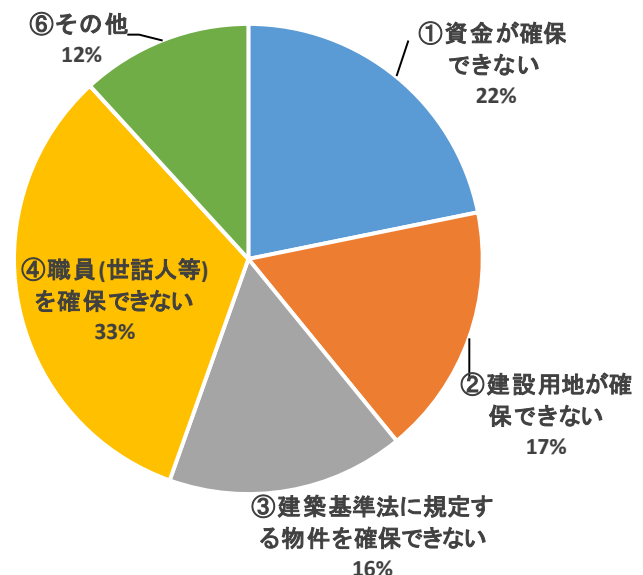
【問4】 全ての事業所にお伺いします。あなたの事業所(法人)では、グループホームの開設予定はありますか。いずれかを○で囲んでください。

グループホーム開設予定	回答数
①「新規開設の予定あり」	9
②「新規開設を検討している」	22
③「新規開設の予定なし」	71
④「施設(法人)として開設の必要性を感じているが課題があり、新規開設が難しい」	36
※未回答	5
合計	143



【問5】 問4で④「施設(法人)として開設の必要性を感じているが課題があり、新規開設が難しい」と回答した事業所にお伺いします。その理由を○で囲んでください。(複数回答可)

課題	回答数
①「資金が確保できない」	24
②「建設用地が確保できない」	19
③「建築基準法に規定する物件を確保できない」	18
④「職員(世話人等)を確保できない」	36
⑤「地域住民の理解が得られない」	0
⑥「その他」※	13
合計	110

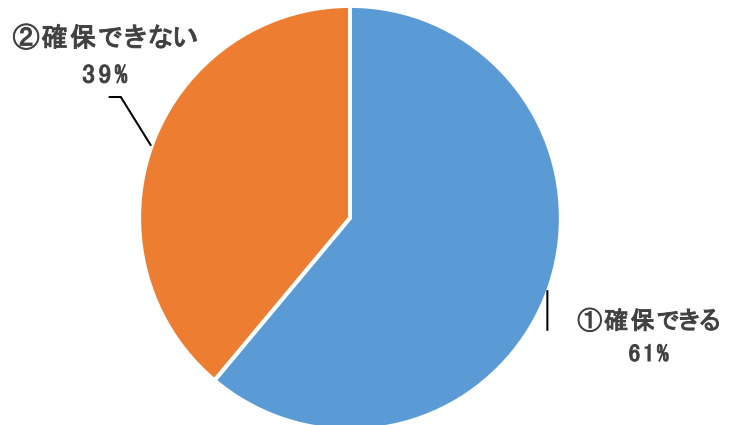


※ ⑥「その他」に○をした場合は、具体的な理由を下記にご記入ください。

- 低所得である障がい者の方にGHサービスを提供するため、中古物件を賃貸又は購入し低い家賃に抑えてきた。現在の基準に適合させるには、大きな費用が発生する。その費用を直接家賃に転嫁できないためニーズがあっても新規開設が難しい。(8)
- 新築であれば高い家賃設定になってしまうので難しい。
- 利用者の確保等、ニーズの把握が不確定なところがあり、運営面で不安要因がある。
- 報酬等において、運営面で厳しい状況にあり、踏み切れない。
- 重度の方の利用が多く、支援には多くの職員(支援員)が必要となり、人件費がかさみ赤字になる(今もかなりの赤字になっている)。国の報酬単価を上げてほしい。
- 新規開設を予定しているが、課題として職員(世話人)の確保ができない。また、高齢者(重度者)用のグループホームの場合には、賃貸では該当する物件が難しいと考えられることから新規に開設することになったら、「資金の確保ができない」という不安がある。

【問6】 問5で②「建設用地が確保できない」を選択した事業所にお伺いします。既存の入所施設及び日中活動系サービス事業所の敷地内であれば、建設用地を確保できる可能性はありますか。

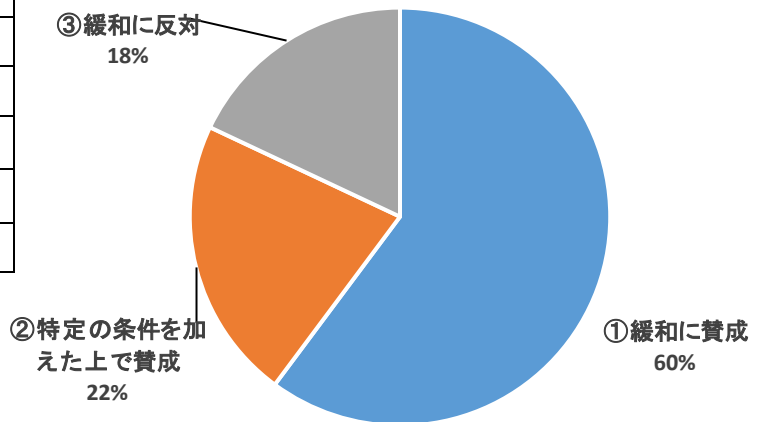
建設用地確保の可否	回答数
①「用地を確保できる」	11
②「用地を確保できない」	7
※未回答	1
合計	19



【問7】 全ての事業所にお伺いします。入所施設及び日中活動系サービス事業所の敷地内にグループホームを設置することができるようにするため、指定基準(立地)等を緩和することについて、どのように考えますか。いずれかを○で囲んでください。

また、その理由について具体的にご記入ください。

指定基準(立地)等を緩和の賛否	回答数
①「緩和に賛成」	77
②「特定の条件を加えた上で賛成」	28
③「緩和に反対」	21
※未回答	17
合計	143



※ ①「緩和に賛成」する理由及び緩和により得られるメリット等についてのお考えを具体的に記入ください。

【地域移行のステップアップの場として期待できる】

- 施設入所を長期間利用している利用者にとって、地域にあるグループホームに移行することは不安なことが多々あり地域移行に踏み出せないでいる。入所施設及び日中活動系サービス事業所の敷地内にグループホームを設置することができれば、利用者が入所施設から地域移行する際に、利用者本人・家族・支援者が安心して前に踏み出せる体験（ステップアップ）の場となると思われる。
- 長年、施設入所を利用してきた入所者が、すぐ地域移行をするより、同敷地内のグループホームで生活ができることにより、安心して利用できるのではないかと。
- いろいろな面で、ステップアップの場に行けること。
- 障害者支援施設等と地域のグループホームの中間的な位置づけとすることで、利用者が地域移行する際のステップアップの場としての機能が期待できる。
- 利用者が良い意味で刺激を受け、地域移行への期待が出てくるのではないかと。
- 利用者が地域移行しやすくなるためのステップとして有効と考えます。
- 精神障がい者にとっては、病院が近いと退院促進のステップとして期待できる。
- 当事者にとっては身近に支援施設があるという安心感をもって生活できることから、比較的スムーズに地域移行後の生活に馴染むことが期待できる。
- 利用者が地域移行する際のステップアップの場として機能が期待できるので、多様な活用ができると思う。

【支援体制の強化及び関係施設と連携の促進を図ることができる】

- バックアップのスタッフが近くにいることで、リスクマネジメントの面でも良いと思う。
- 生活の一部となっている支援施設又は顔なじみの職員がそばに居る事で安心して生活を送る事ができ、さらに、緊急時には応援体制もとれると感じる。
- 人手不足の中、職員も兼務している事業所も多く、早期対応が可能になるのではないかと。
しかし、地域社会から孤立しないよう、外とのつながりを積極的に行っていく必要がある。
- 運営面で、バックアップ施設と効率的な体制をとれる。
- 近年、異常気象に伴う災害発生時における地震、水害、津波等の際に入所施設敷地内であればより安全であるなど、災害発生時の避難誘導による緊急時、施設敷地内であれば職員確保が解決される。
- 本体施設が近いので緊急時の対応がしやすくなる。
- グループホームが敷地内にあることで、有事の際などでも速やかな対応ができる。
- 障害者施設施設が近いとバックアップ体制がとりやすい。
- 地域のグループホーム単独での支援が難しいと思われる重度障がい者に対して、隣接する入所系施設、通所系施設の職員、環境的配慮、支援協力が得られる事が期待できる。
- 避難における要配慮者である重度障がい者において、入所施設でこれまで実施してきた地域住民との避難訓練を継続でき、災害時に孤立することなく地域住民の協力が得られる。
- 当法人としては、用地を確保できないが他法人が新規開設を目指す上で、支援体制の強化等、メリットとして考えられる事も多くなるのではないかと。
- 職員の確保が難しい状況の中で、緊急時に施設からの応援体制を得られやすいことは心強いと思います。
- 複数人の職員が対応できる。
- 緊急時の支援体制が得られることにより、重度障がいのある方も、安心して利用できる。

- 高齢化、重度化している利用者の支援に有効である。
- 施設は、市街地から遠い所にあることが多いため、地域との交流や地域移行において難しい面もある。しかし、24 時間見守りが出来ないホームの場合は施設等と同一の敷地内にあることで、夜間、早朝の緊急時における応援体制を期待できるため。
- 重度の方の支援や、夜間、有事の際など敷地内であれば迅速に対応することが可能となるため。
- 日中の事業所の敷地内であれば、グループホームとの連携がしやすい。
- 重度の障がいを持つ利用者への地域住民等の理解は色々な行事を通してみて難しいと感じている。日常生活の支援が手厚くできる環境を整えるためには、施設と連携が容易にできる場所であれば運営面でもよいのではないかとと思われる。
- 利用者の状態、生活の様子等の把握と情報の共有を取りやすい。
- 関係施設との連絡等が容易にできる。

【グループホームの整備促進につながる】

- 指定基準を緩和することで、GH 入居者が増員となり障害者の地域移行につながるため。
- 地域住民が多く暮らしている街中は、用地に限りがあり日中活動の場と GH を別の敷地に設置するとすると、用地確保が難しくなる。実際に、現在千坪程度の土地の無償提供の申し出を受けており、生活介護と GH の設置を検討しているが、同一敷地内で事業運営が可能であれば、別用地を確保する手間が省け、事業開設を円滑に進めることが出来る。
- グループホームを作りやすい。
- 用地の確保がスムーズになる。
- 小さい法人がグループホームへ着手しやすい。
- 建設用地を確保しやすくなる事から、地域にグループホームのニーズがあった際に、早く対応できる。
- 借用可能な物件の数も少なくなってきたり、敷地内に設置可能となる事により、地域移行に向けた取り組みを強化できるのではないかと考える。
- 建設用地の確保がしやすくなる事から、地域にグループホームのニーズがあった際に早く対応できる。
- グループホームの設置を今より容易にするため。
- 現状より設置が進む要件となるのであれば、懸念されることに整理と工夫を加えてメリットとすることは可能だと考える。
- 現状の絶対的に不足している状況から少しでも進展出来ると思う。

【障がい者の選択肢が増える。】

- 地域の特性を活かしていく上での選択肢が増える。
- これまで在宅もしくは入所施設中心であった重度障がい者の生活の場の選択肢が増えるものであり、今後の障がい福祉サービスの構築において期待が持てる。
- 車いすやストレッチャーの利用者には、日中活動が併設していると利用しやすい。
- 利用（入居）される方に合ったライフスタイルの構築、支援方法に幅が出てくるとと思われる。

【新たな受け皿としての機能が期待できる。】

- 利用者の状態によっては、障害者支援施設のサポートを密に要する場合も多い。中間的な位置づけの事業が展開できれば、従来困難と捉えられていた方々の受け皿が拡大されるのではと考える。

- 医療、設備環境等を整えながら整備していくことで、重度者のステップアップの場としての機能と高齢等の課題により地域生活が難しくなった方の受け入れ機能を併せ持つことができれば支援の場が広がるように思う。
- 強度行動障がいではないが、行動障がいのたる方の GH が必要だと強く感じる。

【送迎負担の緩和につながる】

- GHを敷地内に設置することで、利用者への交通手段の緩和にも繋がる為。
- 送迎費用の緩和（人員、車両維持費）
- 送迎などの負担も少ない。
- 移動が容易になる。

【職員の負担軽減、人材不足の解消が期待できる】

- 世話人の宿直勤務がなくなることもある。
- 極端な例とすれば世話人相当が必要としなくなるかもしれない。
- 同一敷地内で他事業所グループホームを一体的に管理できるようになれば、人員体制を兼務することが可能となり、少ない人数で事業運営できる場合もあるのではないかと予想される。
- 地域から支援が得られるとともに、施設の運営そして職員の労務管理につけても連携のとれた利用者の居場所となる。
- 当施設のホームは、それぞれ離れた地域にあり、人員の配置や夜間の管理など、課題がある。また、通所の施設による管理は、夜間の支援など不慣れな点が多く苦労も多い。
(敷地内にグループホームがあれば) 安心して利用者を見守ることが出来る。

【その他】

- 入所施設を利用している利用者の地域移行へのステップアップを置位付けとした機能が期待できると思われるが、法人主体の設置をした場合、維持管理の点において、法人として検討が必要であると思われる。
- グループホーム利用者の休日支援として、町内のイベントや買い物に出かけたりしている。敷地内だけで完結している訳ではない。"
- 日中活動系サービスと建物を一つにすることにより、建設費用をGHと日中サービス事業所で折半することが可能となり、GHの家賃を下げるができる。(お金がない方も利用することができるようになる。)
- 医療機関（精神科、重症心身）の敷地内にGHを設置して欲しいとのニーズはたくさんある。
- 同一敷地内での設置により生ずるデメリットがあったとしても、設置要件の緩和により、新規設置が進むのであれば緩和に賛成である。
- 施設・サービス事業所が住宅地の中にあり、地域との関係性が出来ているのであれば、敷地内・外はあまり関係がないように思われます。その事業所の捉え方、取り組み方次第だと思います。
- 営上その方が良いのではと思います。施設内で完結するかどうかは事業所の考え方しだいで、はなれた場所にあっても変わらないと思います。
- 利用者の生活と日中活動（就労）の場を離す「職住分離」として敷地外GH設置が望ましいと考えます。しかし、入所施設や小規模事業所の多くは、比較的広い土地を有しながらも、中心部から遠い地域に位置しているのが現状です。経営の厳しい法人財政事情の中、利用者の自立促進と更なるノーマライゼーション

ンの推進及び共生社会の実現を図るため遠隔地施設、事業所運営の地域化を積極的に推進する中での現指定基準の段階的緩和は必要と思慮されます。

- グループホームを利用する方がどのような方なのかによって、そのグループホームの持つ意味は各々違ってよいと考えるものであり、設置者の意向を反映させるもので良いのではないか。
- 相談支援事業所からの聞き取りにおいてニーズがとても多いため、出来る限りグループホームを開設したい！！
- 今後制度が代わった時に柔軟に対応できる様に整備しておきたいです。
- 良い事だと思います。
- 各施設の事業があるため、実態に合わせるべきと考える。
- 規制が緩和することで柔軟な対応が可能になるため。※但し、住宅地の近くにあることが望ましい。
- 地域住民の反対が少ない。
- 保護者の心配がなくなる。(入所している利用者が GH に出ることにより、施設から出されると思い込む保護者も少なくない。)
- 精神科病棟等の退院促進事業と並行してグループホームを運営していく事で、精神障がい者が社会復帰につなげることが期待できる。
- 現在の民間賃貸住宅を借用という対応には、ある程度限界に近いものが見え始めている。(消防法との兼ね合い、等)
- 入所利用者の励みになる。
- 利用者の生活水準を高めるための期待が持てる。
- (緩和に賛成であるが、懸念事項として) 入所施設と同一敷地内であると、敷地から外へ出る必要があまりないことから、地域との交流が取りにくい。また、入所施設と同一化してしまう可能性がある。

※ ②「特定の条件を加えた上で賛成」する理由又は具体的な条件等についてのお考えを具体的にご記入ください。

【重度障がい者・高齢障がい者等を優先する】

- 今後 GH 入居者はどんどん高齢化、身体機能も低下し、高齢者施設に入居できる人はその一部であろう。障がいの重い方も生命の維持を求められる(事業者は)ところまで来ていると思う。機能分化する事が理想。
- 重度障がい者については、細やかな支援が必要であることから、バックアップ施設が近くにあることで利用者、支援する側としても、より安心感が生まれるものと思われる。
- 重度障がい者を優先することで、障がいの重い方のグループホームへの移行がより進むものと思われる。
- 重度障がい者や、長期入院者を対象とする。
- 利用者の加齢に伴い、移動や送迎だけでも体力を使い、新たな病気やケガのリスクが高くなることから、高齢期・重度の障がい者については、優先にしてもよいと思う。
- 重度障がい者で尚且つ本人の同意の上で賛成。
- 重度の利用者の場合、移動や緊急的な対応が必要な場合、同じ敷地内にあれば対応がスムーズな事も有るように思います。
- 障がい特性や生活環境を考慮すると考える。

【実施事業を限定する】

○入所施設とグループホームが同じ敷地となると、地域生活の拠点としてのグループホームの本来の役割が担えるかどうか心配な点である。ただし、例えば地域生活拠点の事業は、24時間の相談体制が必要であり、入所施設やグループホームと連携することで事業が行いやすくなることから、その事業所の事業展開をみながら緩和措置を行うのがよいのではないのでしょうか。"

○改正障害者総合支援法にあっては、障害者の「親亡き後」を見据えて、重度・高齢障害者が住み慣れた地域で安心して生活が継続出来るように、グループホームの第3類型として、「日中サービス支援型」が創設された。これは、従来のグループホームの考え方とは異なり、夜間および日中活動がその場所で完結する24時間の支援体制によるものである。よって、これまでのグループホームの職・住分離の考え方に即した障害者支援施設の敷地内への建設を禁じる指定基準を適用することは、第3類型にあっては適当ではない。また、障害福祉サービス事業所についても同様のことが言える。ゆえに、指定共同生活援助における指定基準のうち「日中サービス支援型共同生活援助」に限っては、障害者支援施設および障害福祉サービス事業所の敷地内への設置に関し条例を改正して地域移行の最たる受け皿ともいべきグループホームの設置推進に向けて岩手県をあげて行うべきである。

【既存施設・事業所の立地条件による】

○事業所が立地している環境が住宅地に隣接している、事業所が塀等で囲われていない等の条件があれば同一敷地内でもよいのではないかと考える。

○入所や通所施設が、利用者の地域生活の場としてある程度利便性がなければ、施設生活の延長のような感じになるのではないかと。

○事業所の環境と入所者の状態によると思います。

○平成30年度より日中サービス支援型のグループホームが制度的に可能になったことに伴い、他の日中サービス事業所を利用しない入居者に限った場合には、そのグループホームで24時間生活することになるので、他の日中サービス事業所が同一敷地内に在しても関連性が全くない。特に、重度・高齢の障がい者にとっては、他の日中サービス事業所を利用する移動手段等困難である。市街地近辺など、日常生活の利便性が高いのであれば、特に施設内にグループホームがあっても良いかと思う。

○入所施設及び日中活動系サービス事業所の敷地内にとりわけ、立地条件にもよると思います。住宅地ではない場所に施設と生活の場があれば地域から隔離されてしまい、地域移行に繋がらないと思いますので、設置できるのは住宅地のような地域との交流ができる場所にした方が良いと思います。

○施設の立地条件による。入所系施設や事業所が山間部にあり、地域関係の構築が難しい所では、施設敷地内にグループホームを安易に設置すべきではない。「入所施設の利用者」とか「重度障がい者」だから良いという発想ではなく、ご利用者（入居者）の立場でディーセントな生活を保障するという視点からの検討が望ましい。

○市街地周辺などで日常生活（買物や地域づきあい等）の利便性が高いのであれば、施設近辺（同一敷地）でもかまわないと思う。

○グループホームから施設までの距離に条件を加える。狭い敷地の中では利用者の生活がその敷地内（施設内）で完結してしまう。

【小規模施設化となることに懸念】

○被災地であり土地（場所）の確保が難しい。しかし、入所施設と隣接すると、地域生活的感覚が薄れる（様々な面で便利ではあるが）。

- 地域での GH では支えきれない方への支援としてなら意味はあるが、結局入所施設の小規模化としかならないのでは。
- 入所施設化にならないように条件が必要と思われます。将来的には、地域で生活出来るような仕組みがあった方が良くと思います。

【その他】

- 職員不足が深刻な問題になりつつあり、ある程度の緩和が認められなければ、重度の利用者等のサービスを受ける権利や選択する権利が狭められることにつながると思う。
- 本来は緩和に反対としたいが、現実の運営の中では、人的確保、職員の待遇、責任の重さ（特に夜間）等課題は山積。日中通う場が見えない形の建て方等配慮は必要。
- ある程度の条件付けで緩和してほしい。（一定の利用期限を設ける。）
- グループホームの存在意味が問われるのではないか。
- 本来、グループホームは地域生活を担うサービスであるが、定員の増により入所施設との違いに差がなくなってきたと思われる。人材確保の点からも効率のよいサービスを行うために、グループホームの定員増はやむを得ないと考える。
- 指定基準がある程度緩和されると、法人内の独自の考えでグループホームを設置できるようになり、利用者の多様なニーズに合わせたグループホームの設置が進むと思われる。
- グループホームの理念から考えると、地域住民の方との交流をしやすい地域に設置することが理想であり、当法人でも 25 ヶ所をそのとおりにすすめてきた。
しかし、住宅地では用地の確保が困難で、地域の方の根強い反対意見も潜在的にある。
行動障害等の一部の方の奇声等に苦情も考えられる。市や県、国による空き家や空き地の有効活用のよびかけを行ってほしい。
- 災害時等の動きが取りやすくなる。
- 自施設の利用者に限られたり、障がいの程度で入居に制限を設けられないようにすべき。
- 利用者が選ぶことのできる、広く開かれている体制を約束できるような条件が必要?"
- 既存施設・事業所の運営と明確に切り離して生活できるような環境を整備すること。
- 職と住を分離することは必要であるが、緩和によって GH を建てられる所が増えるならそのことはプラスでもある。工夫が必要。
- 福祉に携わってまだ日が浅く、グループホームをどのような方々が利用するのか、どれくらいのニーズがあるのか等、勉強不足で申し訳ありません。
- 当事業所は、就学している方々を対象とした放課後等デイサービスを提供しています。利用者の方々の将来を考えてのサービスである事が基本ですので、グループホーム等の事も見据える必要があると考えます。しかし、管理者である私自身が、どのような福祉の事業があるのか把握していない状況です。今回のようなアンケートに正面から向き合える知識と情報を持ちえた人材に至っていないことをご理解願いたいです。

※③「緩和に反対」する理由及び緩和に伴うデメリット等についてのお考えを具体的に記入ください。

【地域移行につながらない】

- 日中活動の場が同一敷地内で行われることになれば、利用者の生活がその敷地内（施設内）で完結してし

まい、地域移行につながらないのではないか。"

- 日中活動の場が同一敷地内で行われると、利用者の生活が敷地内だけになるので、地域移行につながらない事もあるし、利用者のストレス原因にもつながると思う。
- 利用者の生活がその敷地内で完結してしまい、地域生活を支えるサービスとは言えないのではないか。
- 管理しやすいというメリットはあると思うが、地域移行といえないのではないか。
結局は囲い込みにつながると思うため。
- 名目はグループホームといえども、「ミニ施設」のような要素が強が残ってしまうと考えられるため。
- 緩和すれば、これまでの地域移行の考え方が崩れて基準が曖昧になる。
- 地域移行につながらないのではないか。
- GHは、普通の地域で普通に生活するための住まいの場であるという原点を堅守すべきと考えます。地域移行が進まないのはGHの数や立地の問題だけではなく利用者を出す施設側の意識の問題も多分にあるのではないのでしょうか。
- 地域の中で暮らすことが、GHの使命と考えているため。
- 地域社会での自立した生活を営むことができなくなる可能性があり反対である。
- 本年4月から改正障害者総合支援法が施行され、障害者差別解消法及び障害者虐待防止法が制定されました。地域社会の理解と協力なしでは共生社会は実現せず敷地内でのグループホーム生活の社会的障壁（地域移行につながらない）は取り除かれないのでは？と懸念しています。自己決定による自立した暮らしの実現は難しいと思います。

【グループホームの小規模施設化】

- グループホームが施設の延長上の運営とならないだろうか。
- グループホーム（GH）の制度が創設されたときGHは「普通の地域で普通の暮らしを」という事業だったはずですが。制度が始まって30年近くたちGH制度創設時の理念や理想がどんどん失われていっているように感じます。管理的なミニ施設が地域にたくさんできてでもそれを利用する本人たちにとって何の魅力もないと思います。GHのハードとしての安全面の確保は当然必要なことですが、そればかりが強調され、優先されて、「普通の暮らし」という最も大事な面が見失われているように思います。同一敷地内でのいうのであればGH制度の緩和ではなく新たな理念できちんと制度設計された事業として行われるべきです。
- 地域移行と言いながら、同一敷地内OKにしてしまえば棟の違いだけの入所施設となってしまうのではないか。重度の方のGHを地域で運営するには、かなりの経費がかかり、現在の報酬体系ではとてもやっていけない。報酬体系の見直しはもちろん、県や市などの補助がなければ安定した運営は難しいのではないか。

【暮らしの場と日中活動の場を切り離すべき】

- 働く場又は日中活動の場は、住まいとの場と離れた方がストレスが少ないような気がします。地域の中で、当たり前暮らすことを目標にしたいです。
- 日中活動の場と生活の場を分離し、地域生活移行を進めている。敷地内ではグループホームの意味合いが薄れてしまうと思うため。
- 職と生活は分けて提供していきたい。
- 居住の場と訓練等の場は、物理的に離れていた方が地域移行を進め、生活の自立度を高める上ではより良

いと考える。

【その他】

- 運営の課題は土地・建物の確保が第一要因ではない。重度障がい者の福祉施設全般において人材の確保が難しいことがグループホームの設置につながらない。
- 後発の事業者が参入しにくくなり、地域移行が進みにくくなりはないか。
- （同一敷地内にグループホームがあることにより、）災害時には同じリスク、被害が想定され、規模の大きい避難体制を必要とするため。
- 緩和するのであれば、設置基準や空き家の利用等について考えてほしい。
- 利用者が自由に日中活動の場を選ぶことが出来なくなり、行動範囲が限られて、縛られるのではないでしょうか。
- 利用者の多様な地域生活への支援が、少なくなると思われる。

【問 8】 入所施設又は日中活動系サービス事業を運営している事業所にお伺いします。グループホームの指定基準(立地)を緩和した場合、グループホームの趣旨としている「家族や地域住民との交流の機会」を担保するため、どのような取組が可能ですか。下記にご記入ください。

【既存施設及び地域のイベントへの参加により地域住民との交流の機会を確保する】

- 施設のイベント開催や地域のイベントへ参加し、地域住民と利用者・施設の交流の場とし、施設や障がい者のことをより理解してもらえる機会を増やしたい。
- 地域のイベントに積極的に参加する。（運動会、祭り、資源回収等）
- 地域住民との交流等を行った場合、利用者への理解、つきあい方などの話し合いができる。
- 既存施設と同様に地域のイベントに参加することが可能。むしろ多くなるのでは。
※ただ、グループホームを利用するような方は、休日はゆっくりしたい。あまり他人と触れ合うのは苦手という人が多い。
- 施設や地域のイベントに参加し交流機会を設ける。
- 民区の行事、一斉清掃活動、災害避難訓練などに参加している。
- 住民の一員として自治会の活動に参加する。
- 行事を開催し相互の交流を行う。
- 家族や地域住民との交流の機会は、入所施設であれ、グループホームであれ、行っていかなければいけないことであると思います。
- 地域住民や小学生・保育園児との交流。
- 隣接する障害者支援施設との共同開催で季節ごとの催事を開催することで、地域住民との交流の場を設けることができる。また、地域の祭りや自治会活動、防災訓練等に積極的に参加しすることでグループホーム利用者が地域の一員としての役割を果たし、地域に根差したグループホームとしての位置づけを成すことができる。
- 地域の自治会への参加や防災訓練等行事に参加する事で相互理解が得られる。
- 施設のイベント同催と併せて、地域行事への積極的な参加を行っていく。
- 施設サービス事業所の計画的な地域交流イベント等の運営の地域化対応と施設・事業所が持つ既存資源等による地域共生社会の実現に向けた、地域に根ざした地域の拠点として継続的に事業推進を図ることが

重要です。

- 入所施設敷地内であれば、毎年開催される園祭りなどイベントへ気軽に参加しやすくなり、家族及び地域住民とのふれあいの機会を更に増やせると思う。
- 行事等を通して交流
- 近隣住民のボランティア活動や会合、介護講習の開催等、顔の見える交流があればよいと考える。
- 事業所でのイベントに地域の方に参加してもらう、また、地域のイベントに利用者が参加する等、地域住民と相互に交流しながら「障がい者」に対する理解を地域住民に深めてもらい、後には「障がい者」から「地域住民」として生活していけるように対応していく。
- 必ずしも緩和した場合に交流の機会が減る訳ではなく施設内に住民を招く又は地域に出掛ける機会を持つ事で交流を確保できると考える。
- 町内会に入り、行事に積極的に参加する。
- オープンハウスなどのイベントに地域住民を招待する。
- 地域や地区の活動など出来るだけ参加する又、近隣事業所などの行事や、家族会の集まりに参加出来る環境を作り交流する。
- 施設入所系及び日中活動系の事業所とのタイアップにより、様々な交流の場、イベントや地域行事への参加等、それぞれの長所を生かした活動が転換されるのではないかと考える。
- 当施設ではイベントの開催は難しいが、利用者が地区開催のイベント等への参加ができる。
- 経済的に余裕があれば、利用者のお金で家族と外出や旅行をする。
- 家族もホーム内に泊まれるようにする
- グループホームも施設と一緒に、地域の方と共に大きなイベントが企画できるようになるのではないかと。
- 生活の場が近いことから、施設にて受け入れている学生ボランティアや実習生との交流機会が持ちやすい。
- 自治公民館が開催するバス旅行や清掃活動、子ども会活動、地元神社の例祭への神輿パレードへの参加をすることにより、GH利用者と入所施設の利用者が共に参加することができ、地域交流と同時に利用者間の交流を生み出すことができる。

【イベント等の開催による家族との交流の機会を確保する】

- 家族が近くにいる場合は、事業所主催のイベントに参加してもらう等の交流を継続していく。
- 既存施設の家族とグループホームの家族間の研修等
- 遠方の家族がいる等、交流の機会が少ない家族には、事業所の生活状況等を写真や記録にして定期的を送り、家族関係が疎遠とならないように対応していく。
- 家族と離れて過ごすようになって、家族の方が面会に来やすいGHとなるのではないかと。（地域との交流、日々の床屋・買い物などは今現在でも地域でできている。）
- 茶和会、食事会を設けて家族等と交流を保ち、地域行事へ積極的に参加する。
- 家族は面会に来るが、地域との交流はなかなかむずかしい。嫌がられている訳ではないが、利用者に声をかけにくいところもあるのかも知れない。（地域の住民としては、しっかり受け入れられている。）
- 保護者会と合同で研修会を実施するなど連携を密にしている。
- 定期的な自宅へ帰省の促し

【その他】

- 「家族や地域住民との交流の機会」この視点自体が完全な施設目線です。地域での生活はどこまでも本人の意思に委ねられるべきもので、施設や職員が企画して地域と交流しましょう、家族と交流しましょうというようなものではないはずです。普通に地域で生活していれば自然とご近所付き合いができるようになりますし、特別に家族関係がこじれている等の問題がなければ普通に自分の子供や兄弟に会いに来てくれます。地域で暮らす本人たちに必要なのは単発になりがちなイベントなどではなく帰りたい時に家に帰れたりいつでも自由に家族が会いに来てくれたり、すれ違ったご近所さんに挨拶したりされたりする関係が当たり前前の日常を普通にできるように日々の生活をきめ細かく丁寧にそしてあくまでも本人主体で環境を整えることだと思います。
- 定期的なイベントを開催しても地域の中で自分らしく自立した生活は体験不足となり共生社会を目指すにはグループホームの趣旨と合致しないのではないかと。
- 地域住民との交流機会の設定は、行政区長さんをはじめとする地域の代表者との接点を持ち、「出向く」か「迎え入れる」のスタイル、どちらが取り組みやすいかの相談等を行い、地域の特徴を把握することが大事だと思います。
- 行事等の開催により、交流の機会を設けることはできると思うが、場所によっては敷地が民家と離れているため、地域との交流においては難しさも感じる部分もある。
- ボランティア受け入れ
- 特別な事も良いが、ノーマルな形の参加が良いと思う。
- 地域住民の方々に、大きな声であいさつをする。住居の周辺をきれいにする等、常識的行動で、日々を過ごすよう指導しています。
- 特別なことをしなくても、自分たちもここにいることを理解してもらえる様、出歩きたいと思います。「地域で買い物」、「地域の病院」、「地域のまつり」などどんどん地域に入っています。
- グループホーム職員と日中活動事業所職員との連携で地域活動への参加がしやすくなる。
- 障がいの重さにもよるが、家族のみの支援では外出等が難しい場合、事業所が職員体制をとり、支援を行う事で、お互いにとって楽しい時間を過ごす事ができる。(外出、祭り、一泊旅行など)
- 独自の送迎手段を整備し地域資源の活用を容易にし、地域との交流を密にする。
(公共交通機関利用や、単独での移動が困難な利用者の場合、住宅街から離れた地域でも活動の場が広がる。)

【問9】 全ての事業所にお伺いします。グループホームの整備に係り、貴事業所が抱える課題や国・県等への要望がありましたらご記入ください。

- インクルーシブルな教育が定着しつつあり、日本社会の常識になりつつある状況なのではないでしょうか。障がいや困り感を感じている方々への合理的配慮が常識になりつつある社会は、誰にとっても過ごしやすい社会に改善されていく方向であると感じています。障がいや困り感を感じている方々が、家族や身近な地域の中で安心して暮らせる状況や環境づくりを目指しての法的整備が行われている今回のアンケートであると思います。グループホーム等の現状や課題、ニーズを把握している方々のご意見が重要であると考えます。県や国は、あらかじめそのような事への調査を行ったうえで法令等に着手しているものと考えますが、あらためてグループホーム等に関わっている方々を中心に、整備にあたって必要なこと等を吸い上

げていただけるといいのではないのでしょうか。グループホームの整備に係り、当事業所が抱える課題や国・県等への要望に関しては、障がいや困り感を感じている方々が、大人になって安心して生活していきける状況や環境の一つとしてのグループホームを、ソフト・ハードの両面から、ご本人・家族・該当のスタッフ等現場の声を反映して整備していただきたいということです。当事者としての記述になっておらず申し訳ありません。少しずつですが、見識を広げていきたいと思っております。”

○現制等の緩和

○障がい者が、地域で暮らすことへの住民理解

○交通の便があまりよくない

○路線バスの時間帯（夕方）をふやしてほしい”

○人手不足

○空き店舗・空き家等を安全かつ容易にグループホームに活用できる施策等があれば、グループホーム増設や地域振興に役立つのではないかと。

○GH利用者の長期入院（一ヶ月位の入院を繰り返し、年6ヵ月になる）の場合、家賃収入のみになる。（固定費は変わらないので、経営が厳しくなる。複数の入院者がでた場合、非常に厳しくなる。）

○建築基準法、消防法等の法改正により、設備の増設や改修工事の費用が発生する。利用者へ負担をお願いできない状況であるため、法人負担となる。

○ニーズがあっても、GHを増やすことができない。

○職員の配置は、基本報酬に含めて欲しい。加算はいつか無くなると考えている。”

○人材確保が難しい。

○消防法と建築基準法で考え方が違うところがあるので、一律にしてほしい。”

○民間物件は、普通の民家が多く、今回の消防設備を整備するにあたり、大変苦労した。（適用できないケースがある）。

○法人で所有すれば、理想的なものを建てられるのだが、資金ぐりが困難であり、できるだけ補助金をとりつけやすくしてほしい。”

○人材の確保（世話人、生活支援員、当直専門員の確保が難しくなっている。特に女子職員で宿直できる職員の確保が難しい。事業所でも様々工夫はするが、報酬単価の増も一つの方法であると思えます。）

○入所施設でも職員確保が難しい。緩和によりグループホームを増やし、グループホームの職員確保が進むのであれば、入所施設の職員確保はもっと厳しい状況になる。

○障害者の地域移行は自立の第一歩であり、それを促進することは、障がい者支援の一端である。しかしながら、その環境整備たるグループホームの設置が消防法および建築基準法等により、現実的には困難を極めている状態にある。受け皿がない、環境整備がなされていないなかで、地域移行と言っても、無理な話ではなかろうか。国は、施設入所支援を認めているが、施策そのものは、縮小する方向が見え隠れする。地域移行を推進するが、現場では環境整備を含め前述のような課題がある。ならば、在宅で生活できない障がい者はどこへ行けばいいのか。また、現在の超高齢化社会の波は、障がい者へも押し寄せ、その「親亡き後」が課題として大きくクローズアップされているなかで、それにも我々事業者は対処していかなければならない。それら抱える全ての課題を「公的責任において」とは言わないまでも、単に政策とそれに伴う基準を物差しに、ことの可・不可を決するやり方では、どうしてもそれぞれの地域には馴染まないのではなかろうか。先述の「日中サービス支援型共同生活援助」にしても、既存の指定基準を流用やり方では無理があり、本来の主旨からは、かけ離れたものになる可能性が多分にある。よって、当県にあつ

ては、福祉の理念に立ち返り、県の独自性を発揮し、強い信念をもって、その課題解決に向け、その第一歩を踏み出すことを切望するものである。

○多くのグループホームは、空き家等を改修し、事業している。資金も少なく、新たに施設を建てる事業所は少ない、災害等の観点から、建築基準も厳しくなっている。命を守る為にも災害に係る設備には補助金など多くの支援をしていただきたい。

○GH利用者の長期入院（一ヶ月位の入院を繰り返し、年6ヵ月になる）の場合、家賃収入のみになる。（固定費は変わらないので、経営が厳しくなる。）

○建築基準法、消防法等の法改正により、設備の増設や改修工事の費用が発生する。

利用者へ負担をお願いできない状況であるため、法人負担となる。

○職員確保が難しくなる中で、グループホームの人員、設備の基準を改善していく必要があると思う。

○重度者が利用する場合の職員配置基準を手厚くすること。

○開設運営事務の煩雑さを避ける為、従業員寮として運営している。

※手続き、申請の煩雑さを緩和してほしい。”

○改修工事、新規建築においても、多額の資金が必要になります。補助金の充実をお願いしたい。

○人材の確保（報酬の増を希望する）：報酬が収入源にもかかわらず、今回大きな減額となった。世話人・支援員が現場で大変な（精神的・肉体的）業務に当たっている事は今さら言う事ではないが、手厚い体制にはできないのが現状（時給をアップして、20万の支出増、報酬で20万の減という30年度の予算となってしまった）。

○高齢化（65才以上）して、介護保険に移行、ケアマネに代わるのは、GH入居者は除外できるよう緩和できないものか。

○精神障がい者のGHは、入院が避けられない。集団生活による疲弊で3ヶ月を越えることが大半。3ヶ月を越えると、長期入院加算が激減する。3ヶ月を越えて入院が長びくため退居になった方もいる。入院が長びく事で、本人は3か月間は支援員やGHのスタッフの支援が受けられ、面会等の機会もあるが、GHの利用者でなくなれば、家族のいない方は外界との交流が断たれてしまう。高齢精神障がい者の入院→退去のケースを通じて、相談支援専門員→ケアマネに代わって、その後入院。（入院している間ケアマネは介保を使わないので支援の対象ではなくなり、ご本人はさらに社会とのつながりを断たれるという現実があります）。

○現在、当法人が民間から借りている既存のグループホームは、「建築基準法に適合していない可能性がある」と広域振興局土木部から指摘を受けている状況です。計画的に改修工事を行うにしても、現に利用者が使用している状況下では難しいため対応に苦慮しています。

一方、障がい協平成28・29年度調査研究事業「地域移行に係る事業所の実態調査報告書」では、4建築基準法との関係の項目において、～平成29年1月10日付け県南広土第508号「建築物の適切な維持管理について」において、平成28年7月11日以前に設置（指定）されたグループホームは、改正建築基準法の基準適用外とするとの見解が示されたが・・・との記述があり、県内の広域振興局間で見解が異なることが分かりました。

今後、グループホーム事業を継続するためには、既存で借家の事業所について、県内統一の規制緩和が必要です。この点について強く要望いたします。”

○現在、災害公営住宅には被災者しか入居出来ない。被災していない方（障がいを有する方）もGH入居を希望している方がいらっしゃる。早めに被災者以外の方も利用出来る様お願いしたい。

○加算の増額及び建物の老朽化に伴う費用や消防設備費用

- 人員確保困難に関して身分保障や福利厚生の方から、報酬の大幅な見直し。
- グループホームを開設するための助成制度の充実。”
- 補助金申請が、上手にできないので勉強会をして頂きたい。
- 建設にお金がかかる。
- スタッフの確保等、課題があります。”
- グループホームの整備については、用地の確保及び施設建設費等の確保に問題があると思われる事から指定基準（立地条件等）の緩和や建設等に係る補助金の交付等について、検討していただきたい。
- グループホームの整備については、用地の確保及び施設建設費等の確保に問題があると思われる事から指定基準（立地条件等）の緩和や建設等に係る補助金の交付等について、検討していただきたい。
- 重度の方が利用するグループホームを運営しており、支援員、世話人の人数が多くなり、現在の報酬単価では赤字がかさみ非常に運営が厳しくなっている。
- 重度の方のグループホームの報酬単価を大幅に増額してほしい。
- 東京都では、都独自の補助がある。県独自の補助があれば助かる。
- 地域住民への理解促進、建築費用（特に防災関連設備）の増大、建物に関する解釈について（緩和）
- 民間の借家の利用についても改正消防法により容易に借りることが出来なくなった（消防設備等の設置義務）。
- 世話人等の確保がむずかしい（条件や待遇の方から）”
- 相次ぐ火災などの事例により、消防法等基準が厳重になるのは理解するが、「多くの方が普通の住宅で生活しやすい環境の保障」という本来のコンセプトからかけ離れ、ますます重い障害をお持ちの方々の地域移行が難しくなっている。
- 設置基準の緩和は「より身近にサポートを必要としながらも、少しでも個に近い生活環境の提供」に好影響となることと期待する。
- 法人全体の利用者ニーズも調査しなおし、GHへのニーズも大きいと理解しております。
- 重度高齢化対応のGHの整備を重点的な課題として考えているのですが、先に喫緊の老朽化に対応しないといけないB型やGHが複数あったり、スプリンクラー対応、合理的配慮対応でエレベーターやキュービクルの設置なども課題にあり、なかなか手をつけられない現状です。あと職員が足りません。こちらでも様々な形で来てもらえるように努力もしていますが、職員の給料を上げ、人に来てもらい、支え手を増やしてほしいです。
- 第一に資金面。そして設置可能な用地の確保（ハードルが高い）。
- 現在のグループホーム利用者の高齢化も進んでいる。将来的に施設入所系や老人施設の利用等を考えなければいけないと予想される利用者も多く、現状では「地域で暮らしながら、地域で一生を終える。」という事が困難となっているのではないか。”
- 重度障害者のグループホーム整備補助金の拡大をお願いします。また、申請等手続の簡略化について検討をお願いします。県内で採択されたのは数件です。
- 世話人等の確保が大切であり、人材確保の施策の充実をお願いします。
- 世の中で問題や事件が起きるたびに、その対策を施設に盛り込み、強固で身動きが取れない施設になっていく。設備があるからという思いが、人間の注意力を低下させ利用者とのコミュニケーション不足を招いている気もする。
- 全ての施設が同じでなくても良いので、利用者目線で、いろいろ決めてほしいと思う。
- 人材確保（世話人）ハローワークに出しても1人も来ない。

- 寄宿舍扱いになり、関係法令等に合う整備は難しく、地域で普通に暮らすことが進められない。
- グループホームの整備については、用地の確保及び施設建設費等の確保に問題があると思われる事から、指定基準（立地条件等）の緩和や建設等に係る補助金の交付等について検討していただきたい。
- GH 整備に限らず、人材確保の視点から福祉施設で働く者は、優先的に保育所利用が出来るようにし、早期に復職が可能になる仕組みにする等、福祉施設で働く者の優遇措置を検討していただきたい。
- 専門的な知識を持った職員の確保が難しい。
- 地域移行を促す為、地方の特質を踏まえ、安全・衛生が保たれる合理的な判断が出来る範囲で、消防法・建築基準法の見直しが行われるべきである。
- 後発の事業者も参入しやすい環境を整えるため、公的資金援助も考えていただきたい。
- 大きな施設がもつ GH は、その施設だけの利用に限られていて、現実的に小さな施設に通う人たちには開放されていないのが現状です。どのような人を対象とした GH なのか、どこかで色分けし、利用者の選別をすべきと思う。障がいの重い人用とか。etc。
- 建物の整備の高額化により、新設できる方がいない。
- 課題：買い物等が容易にでき、住民との交流ができる地域に重度の障がいを持つ利用者が入居できるグループホームの整備には、ある程度の広さの土地を確保することが望ましいと思われるので、その様な条件を備えに土地を探すには困難であるし、購入や建設費用を法人のみに準備するのは難しい。
- 要望（県）：補助金申請に係る説明会等を設けて欲しい。
- 精神障がい者の地域移行
- 精神障がいの方が地域移行として GH を選択しても、再入院をすることがあり、それがさらに長期化することが多い。
- 契約上、3 ヶ月入院した場合、契約を終了としているが、病院側で難色を示すことが多い。実情、3 ヶ月で契約を終了することが出来ず、赤字になり運営が安定していない。GH とアパートで 1 人暮らしをする方の中間的施設、食事付きアパート・民宿などの整備を検討頂きたい。
- グループホーム自体が賃貸で、老朽化が著しい。新たな物件をかりたりすることは、各法にて困難。10 年に 1 回新しいホームを設置することが限界であり、補助の増額を要望したい。補助の内示も早く出してほしい。
- グループホームでの火災によりグループホームの消防用設備の規制が厳しくなった。消防用設備を整えるための助成金等があればよい。それにより「民間賃貸住宅を借用」しやすくなるのでは。
- 世話人の確保について課題があるので雇用等についての整備が必要。
- 保護者からの要望も多く、グループホームの必要性を感じているが、賃借料の負担など資金面の確保が難しい。
- グループホームの整備に係る資金面の助成や補助も検討してほしい。
- 外部サービス利用型共同生活援助で平日 8 時間、土日祝 14 時間の基準人員（交代制 3 名の世話人）を配置することにより人件費が給付費の 8 割以上で運営上厳しい状況が続いています。まして法改正により 1 日あたり 1 名 1,820 円の基本報酬が 1,700 円となりさらに状況が悪化するのではないかと懸念しています。
- 自動火災通報装置やスプリンクラーの設置が資金面で難しい。また、GH の大家さんからも難しいと言われている。
- 高齢化による介護及び、介護保険への移行。（特別養護老人ホーム等、比較的費用がかからない施設）
- 保護者からの設置要望が複数あるものの、利用者意向との差異が見られる。

- 設置に関しては資金面の課題が大きい。
- 建築法と消防法基準は生命を守る見地から、遵守は当然と考えるが、基準を満たすため資金負担を今よりも軽減される方策を打ち出してほしい。
- グループホーム開設に係る設置基準である、スプリンクラー等の設備基準の見直しや助成により、費用負担の軽減を検討してほしい。
- 当事業所は、平成 25 年に入所部門を廃止したため、宿泊棟が空いたままである。廃止当時、当地域にはグループホームがなく、空いた場所へグループホームの設置を目指したが、県から許可が下りなかった。現在も当地域にグループホームはない。現在、地域では親亡き後の障がい者や高齢者のひとり暮らしなど、多様なニーズが存在しており、それに対応できる柔軟なサービスがあっても良いと思う。
- 障がいの軽いグループホーム（区分 1 等）でも病気等の対応の際は、対応職員確保など基準だけでない負担があるので、検討してもらいたい。
- 市街地調整区域等の関係もあり、建設地に限りがある。
- 消防法、建築法等により、建設に係る対応が難しい。
- 国、県の補助は無いものか。
- 建て替えの大家さんも同様。補助は無いものか。
- 当事者が目指す地域移行と感じられるか疑問である。
- 世話人の確保が難しい。
- グループホームの場所の確保（4m 道路に接している場所等設置基準の満たす場所）
- スプリンクラー等設備の設置（既存の住宅建物を利用する場合等）
- 世話人の複数名の確保及び支援の質の担保
- それぞれ法人・事業所で一番利用者のことを考えていると思います。設置するためには様々な大きな課題（資金、用地、人材確保など）をクリアしなければなりません。
- 利用者のために設置しようとする時、基準が更に大きな壁とならないようにしてほしいです。
- 自宅での生活が困難な利用者、家族との関係性の中で、グループホームでなら穏やかに生活することが可能と思われる利用者の選択肢が増えることを望みます。
- グループホームだけが地域生活の場ではないし、地域生活への移行先がグループホームしかないわけでもありません。なぜ地域移行＝グループホーム的な図式にしかならないのかそちらの方が考えなければならぬ問題だと思います。今、全国的に空き家問題が言われていますが、消防法等の規制の強化で有効にこれらの空き家を利用することができなくなっています。全国には空き家がたくさんあるのに使えず、かたや基準を緩和してグループホームを建てやすくします的な発想でいいのでしょうか。
グループホーム制度創設から 30 年になろうとしているのに地域移行が進まないのはこの制度自体がうまく機能しなかったためでもあると思います。この辺の検証もきちんとなされるべきだと思います。現状グループホームという名前のミニ施設が増えているだけにしか見えません。この結果を見れば、施設職員の意識はこの程度かと言われても反論できないと思います。
グループホームの整備云々の前に障がいのある人たちが地域で、自分らしく生活することができるための多様な仕組みを作るべきだと思います。選択肢の一つとしてのグループホームはあっていいと思いますしあるべきだと思います。いろいろな地域生活の在り方を支える制度があれば、グループホームにこだわる必要もなくなると思います。
県には、たとえ国の制度等がない独自の取り組み等であっても、その取り組みに実効性があるのであれば、是非積極的なバックアップをお願いしたい。

- 障がい者（利用者）の保護者は将来をととても心配しています！！
- 是非グループホーム事業の推進をお願いいたします！！
- モデル事業の実施と、整備に係る財政的援助が必要と思う。
- グループホームの整備において、地域的に活用できる土地が少ない。また、既存の民間住宅についても、グループホームではなく、アパート建築などを行うという方も多いため、新規の設置が難しい。また、既存の一般住宅についての借り上げについては、自火報の設置など初期投資がかかる。設置費用の助成があればよい。
- 世話人、支援員等の確保が課題となっている。
- 市町村ごとにより、グループホームの数や種類が偏っているため、地域ごとに身近なグループホームになって欲しいと思う。
- 人材確保の困難さ：変則的な勤務時間でパートの方も多いため。質の高い人材が集まる要素がない。
- 人材育成の困難さ：福祉分野以外からの採用も多く、年齢層も高い。研修などをしても支援の質の向上に直結しない。重度の方のホーム程、人件費等がかかり赤字経営になってしまう。→新設の経済的余裕がない。
質の高い支援をするには、人材確保も含め、賃金アップが欠かせません。その裏付けとなる報酬が上がらなければこの業界は変えられないと思います。
- 昨年度、消防法の改正に対応し、自動火災報知設備を全ホームに整備しました。が、市や県国等からの助成や補助金もなく、とても高額でしたが、すべて（全額）法人持ちでの整備となり、事業運営（財政面）において大きな負担となりました。せめて…法改正に伴う改修や修繕に係る費用には、国等より、補助金等のご支援をいただきたいと切にお願い申し上げます。
- GH を新しく開設するにあたり、制度をクリアするには新しく建てなければならない現状がある。消防設備（スプリンクラー、自動火災通報装置、連動）耐震などの費用負担が大きい。
- GH の経営には世話人、支援員の確保が必要であるが、人材の確保が難しい。
- 建築基準法や消防法の基準に沿ったホームの住み替えに係る土地、物件の確保や、世話人の人員確保が難しいため、雇用形態の見直しが必要である。
- 新たにグループホームを整備しようとしても、建築基準法、消防法がネックになり、いい物件があっても手を出しづらい。特に、木造建築については、面積基準を始めとする制約が多すぎる。一方で、国では木造建築を推進するなど矛盾している。
- 建設費の補助（障がいに関わる設備等の経費）、空き家物件の活用の再検討（入所施設の小型版と考えるのか、地域で暮らす家庭と考えるのか。）
- GH の施設の求められる防災等の基準が年々厳しくなり、施設整備費が増えている。
元来、「空き民家の活用を」という形で始まったGH が、今は民家の改修ではやっていけない程のお金がかかるものとなってしまい、現在の建物から新しい所に移ろうと考えた際に、入居者の家賃負担がとて高くなってしまふ。
入居する人が少なくなると、GH の運営が難しくなってしまうので、少しでも家賃を減らす工夫をしたい。（GH 入居者の負担を減らすためにも）更なる家賃補助があると良い。
- 土地の問題や寄宿舍の基準をクリアにすること。
- 職員の確保及び労働基準法についても課題が多い。
- 消防法があまりにも基準が厳しく対応にお金がかかる。現にスプリンクラー等設置で、3 年ほど認可が出なくて人件費等で大きな赤字が出てしまった。

- 各種規制が多くあり、地域で展開する事業者の意欲をそいでいる。
- 消防法や建築基準により建設費が高い。
 - 上記の理由により、利用者への家賃が高く設定されてしまう。
 - ・家賃補助の金額を2万円程度に引き上げていただきたい。
 - ・遅早勤務ができる人材の確保が難しい。
- 世話人、支援員の確保の支援をお願いしたい。
- 全GHにおいて、夜間支援を配置できることで、共同生活援助が世間で認知されやすいと考えるため。また軽度の障がい者に対しては、サテライト型の積極的活用が望ましいと考える。
- 利用者の高齢化に伴う、生活支援の在り方が課題となっている。現在、グループホームで生活している方についても、年々介護度が高くなり、健康管理、親亡き後のことなど、体だけでなく、心のサポートが必要であり、そのためには、環境整備だけでなく、人材の確保が重要になってくる。平成31年度新規開設予定の日中サービス支援型グループホームは、入所施設と同一敷地内にあり、厚生労働省令で認められていない状況にあるため、参酌すべき基準により、岩手県独自の条例制定（改正）により、それが可能となるよう切に望む。全国的にも、可能になっている例が手数出てきているので、実情に即した対応を望む。
- グループホームは、施設というより「家」という位置付けでなされてきた歴史的経緯がある。しかしながら、総務省の見解では、グループホームを「施設」としてとらえ、消防法が位置付けられている。同様に建築基準法においてのグループホームも「家」としてとらえられていない。それゆえ、国・県への要望としては、従来の厚生労働省からのグループホームの概要を踏まえた上で、他省庁への丁寧な説明を心がけていただき、法整備上の指摘等について、現場に対して突然の混乱を招かぬようお願いしたい。
- 地域との話し合いの仲立ちをしてほしい。
- できるだけ法人所有物件を増やしたいので、補助金を取り付けやすくしてほしい。
- 民間物件は、普通の民家が多く、今回の消防設備を整備するに当たり、大変苦労している。
- 地域の理解に対する不安
- 国への要望
 - ・建築基準法の緩和策の再検討を強く希望する。
 - ・全国一律に建築基準法の遵守を周知するのではなく、地域性を加味した緩和策を望む。
 - ・日中サービス支援型共同生活援助事業の施設設置に関する設置助成策を望む。
- 県への要望
 - ・障害者総合支援法の目指す「地域移行」をより推進するのであれば、県独自で雇用促進住宅等の公的住居の使用が可能となるような施策の検討を望む。
- 世話人のなり手がいない。
- 重度の障がいを持つ利用者をGHで受け入れるための職員や世話人の体制が難しい。
- 在宅医療を目的とした、医療機関との連携が乏しい。
- 介護保険サービスを受け入れない年齢の方々（40代後半～65歳未満）が、療養を中心とした支援ができるようなサービスの新設と、受け入れ可能な施設の整備。（長期入院するまでもないが、医療的なケア（点滴、経管栄養等）が必要な利用者、精神症状が進んで、一人では食事がとれなくなったり、急な飛び出しがある利用者等の受入れ等）
- GH利用者の余暇支援に対する報酬の見直し。
- 世話人のスキルアップ（研修会の実施）